

市民活動総合補償制度

知っていますか？

【市民活動総合補償制度とは】

市民の皆さんが安心して市民活動に参加できるよう、市では市民活動総合補償制度を設けています。保険料は、市が負担し保険会社と契約しますので、皆さんが事前に加入や登録の手続きをする必要はありません。この補償制度は、自治会や市民活動団体、その他市民活動をしている人が、公益的な活動中のけがや、第三者を負傷させた場合、財物に損害を与えた場合など不慮の事故を救済するためのものです。

【対象となる方】 市内を拠点として継続的、自発的に市民活動を行う個人や団体

【対象となる市民活動】

▶ 市内を拠点として継続的および自発的な社会貢献活動で、無報酬で公益性のある活動

※無報酬とは、労働の対価を得ていないことをいい、昼食代、交通費の実費程度は報酬に含まれません。

▶ 市が主催・共催する市民活動に類する事業または行事で、市民が無報酬で参加する活動

市民活動の区分	具体例
1 社会教育活動	清掃活動、防犯・防火パトロール、ボランティア活動、野焼き・山焼きを伴う活動、婦人会活動、子ども会活動など
2 社会福祉・社会奉仕活動	
3 青少年健全育成活動	
4 市主催事業などへの参加・手伝い	
5 地域社会活動	

※活動の場所から活動者の居住地までの往復の通常経路による移動中のものを含む
※補償制度の対象となる市民活動を行うための会議や準備活動を含む

補償制度の対象とならない主な活動	宗教・政治・営利を目的とした活動、学校行事、火災など緊急時の活動、趣味として行うスポーツ活動や文化活動、自動車事故など
------------------	---

※この補償制度は、全ての事故を対象とするものではありません。補償も一定水準のものであり、必要に応じて民間の保険などに加入してください。

【問い合わせ】 企画部市民活動支援課

☎ 0220 (22) 2173 FAX 0220 (22) 9164

住宅用太陽光発電システム設置補助制度を利用ください

市では、地球温暖化対策の一環として、「住宅用太陽光発電システム」を設置する皆さんに、設置費用の一部を補助します。

【対象者】 市内に住所を有する（予定を含む）個人で、システムを設置する建物を住宅として使用する人

【補助金額】 太陽電池モジュールの公称最大出力1kwあたり2万円（上限額8万円、千円未満切り捨て）

【対象となるシステム】 国の住宅用太陽光発電導入支援補助金の交付を受けるシステムで、平成26年3月31日までに電力会社と対象システムの電力受給を開始するもの。なお、既築住宅に設置する場合は、原則として市内に所在する事業者が受注するものに限ります。

【申込方法】 事前に国の補助金の申し込み手続きをした上で、市民生活部環境課に備え付けの申請書（市ホームページからもダウンロード可）に必要事項を記入し、添付書類を添えて環境課へ提出してく

ださい。なお、申し込みの際には、必ず市の補助金交付要綱をご確認ください。

※注意 市の補助金の交付決定前に着工した場合（建売住宅の場合）は引き渡しを受けた場合は、補助対象外となります。ただし、平成24年度の国の補助金の申込受理決定を受けて、平成25年4月1日以降に対象システムの電力受給を開始したものおよび平成25年度の国の補助金を平成25年5月31日まで申し込みされたものについては、市の補助金の交付決定前に着工した（引き渡しを受けた）場合であっても対象となります。詳しくは環境課までお問い合わせください。

【受付期間】 平成25年6月5日（水）～平成26年2月28日（金） 必着

※申請額の総額が予算額に達した場合、期間内であっても受け付けを終了します。

【申し込み・問い合わせ】 市民生活部環境課

〒987-1040 登米市南方町新高石浦130番地

☎ 0220 (58) 5553

都市計画用途地域の変更についてのお知らせ

市では、旧町単位で計画された個々の都市計画を平成21年度に市全体の都市計画として再編しました。都市計画区域内の用途地域についても検討を進め、平成24年度には土地の利用実態や将来性から迫町佐沼地区の一部について用途地域の新規指定と変更を、南方町新島前地区について用途地域の新規指定をそれぞれ実施しました。今回の新規指定と変更の概要は右記のとおりです。

詳細は、住宅都市整備課で都市計画図を確認いただくか、市ホームページに掲載している該当区域を含む都市計画図をご覧ください。

【問い合わせ】

建設部住宅都市整備課（都市整備係）

☎ 0220 (34) 2316

対象区域	変更内容
南方町鶴江の一部	新たに近隣商業地域に指定
南方町丸内の一部	新たに近隣商業地域に指定
南方町新丸ノ内の一部	新たに近隣商業地域に指定
南方町新島前の一部	新たに近隣商業地域に指定
迫町佐沼字大網上一部	新たに第二種住居地域に指定
迫町佐沼字新飯島西の一部	新たに近隣商業地域に指定
迫町佐沼字大網の一部	第一種住居地域を第二種住居地域に変更
迫町佐沼字南元丁の一部	第一種住居地域を第二種住居地域に変更
迫町佐沼字南佐沼三丁目一部	第一種住居地域を第二種住居地域に変更
迫町佐沼字萩洗一丁目一部	第二種住居地域を近隣商業地域に変更
迫町佐沼字萩洗二丁目一部	第二種住居地域を近隣商業地域に変更
迫町佐沼字江合一丁目一部	第二種住居地域を近隣商業地域に変更
迫町佐沼字江合三丁目一部	第二種住居地域を近隣商業地域に変更
迫町佐沼字中江四丁目一部	第二種住居地域を近隣商業地域に変更
迫町佐沼字中江五丁目一部	第二種住居地域を近隣商業地域に変更

「精神保健入門講座」受講生募集

市では、こころの病気を理解し、こころの健康を大切に考える人の輪を広げながら、お互いに支え合えるまちなぎを指していくため「精神保健入門講座」を開催します。最近の健康づくり」をテーマにした研修内容になっていきます。ぜひご参加ください。

【場所】 市役所南方庁舎
【対象者】 こころの健康づくりを応援したい人（先着20人）
【申込方法】 電話
【申込期限】 6月20日（木）
【申し込み・問い合わせ】 市民生活部健康推進課（地域係）
☎ 0220 (58) 2116

■精神保健入門講座の日時と内容

回	開催日	内容
1	6月28日（金） 午後1時30分～ 午後3時30分	▶開講式 ▶講話「こころの病気を知ろう」 講師＝こだまホスピタル 精神科医師 佐藤宗一郎先生
2	7月10日（水） 午後1時30分～ 午後3時30分	▶話し合い ストレスチェック 「自分の気持ちを見つめてみよう」 ▶精神保健相談機関・窓口の紹介
3	7月23日（火） 午後1時30分～ 午後3時30分	▶講話「気持ちを大切に伝えよう」 講師＝ミカ&アソシエーツ 心理カウンセラー 加藤美香先生
4	8月5日（月） 午後1時30分～ 午後3時30分	▶話し合い「こころの健康のために こんなふうに暮らしていこう」 ▶閉講式（3回以上参加された人に修了証を交付します）

※ 以前に精神保健入門講座を受講し、修了証を授与された人は申し込みできませんのでご了承ください。

～北上川の源流を見に行こう～

「第55回全国水道週間」記念事業

北上川水系 源流見学会 参加者募集



皆さんが使う水道水のほとんどは、北上川からくみ上げきれいにしたものです。北上川は、長さが249kmにも及ぶ日本を代表する大河ですが、その源流がどこにあるのかは、あまり知られていません。源流に触れることで、水の大切さと水道への理解をより深めていただくため、北上川源流見学会を開催します。

【日時】 7月7日（日） 午前7時30分出発、午後5時30分解散（予定）

【場所】 「弓弭ゆづりの泉」岩手県岩手郡岩手町御堂
「旧松尾鉦山新中和処理施設」岩手県岩手郡岩手町

【募集対象】 小学生以上（小学生は保護者同伴）

【募集人数】 40人

【参加費】 2000円（昼食代込み）

※見学会当日にご持参ください。

「弓弭ゆづりの泉」の由来

北上川の源流には諸説ありますが、国土交通省では岩手町御堂観音境内「弓弭の泉」の湧水を源流としています。源頼義・義家父子が安倍頼時討伐（前九年の役）に向けこの地を訪れた際、大変な猛暑に襲われ、水が枯れ兵馬とも苦しみました。その状況を見た義家が御堂観音に祈念し、弓弭（弓の両端にある弓弦をかける場所）を岩に突き刺したところ、泉が湧き出したという伝説が残っています。

